

規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十二号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「試験施行について、必要な事項は」を「試験の施行に関して必要な事項は、知事が」に改める。

第二十七条第一項中「氏名」を「受験番号」に改め、「本人に」の下に「合格した旨を」を加える。

第一号様式中「㊦」を削り、同様式の注意事項中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

第一号の二様式中「㊦」を削り、同様式の注意事項中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとする。

第一号の三様式中「㊦」を削る。

第二号の三様式中「㊦」を削り、同様式の注意事項を次のように改める。

注意事項

1 「一般欄」は該当する方を○で囲んでください。

2 講習受講履歴記載希望欄は該当するものを○で囲んでください。

3 免許証又は免許証明書の写しを添えてください。（原本持参）

4 本籍の記載のある住民票の写しを添えてください。

第二号の四様式中「㊦」を削り、同様式の注意事項を次のように改める。

注意事項

1 「一般欄」は該当する方を○で囲んでください。

2 講習受講履歴記載希望欄は該当するものを○で囲んでください。

3 免許証又は免許証明書の写しを添えてください。（原本持参）

第三号様式中「㊦」を削り、同様式の注意事項を次のように改める。

注意事項

1 「一般欄及び汚損欄」は該当する方を○で囲んでください。

2 講習受講履歴記載希望欄は該当するものを○で囲んでください。

3 免許証又は免許証明書を汚損した場合は、その免許証又は免許証明書の写しを添えてください。（原本持参）

4 紛失した後、免許証又は免許証明書を発見したときは、発見した日から十日以内にこれを返納してください。

第四号様式の注意事項中3を5とし、2を4とし、1を3とし、同様式の注意事

項 1 及び 2 として次のように加える。

- 1 木造 縁欄は該当する方を○で囲んでください。
- 2 鉄骨 縁欄は該当するものを○で囲んでください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の建築士法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。